

お年寄りをターゲットにした「点検商法」に注意！！



点検を口実にしてお年寄りのお宅を訪問し、「今すぐ工事が必要」などと不安をあおり、強引に契約を結ぶ「点検商法」による相談や被害の報告が多く寄せられています。

相談事例

➤ 突然業者がやって来て「下水管の調査をしている」と言い、点検を始めた。その後、「排水桝が老朽化して水漏れしているので工事が必要」と言われ、その場で契約した。業者はすぐに作業に取り掛かったが、やはり不安になり、業者に解約を伝えると、解約はできないような趣旨の返事があった。
今後さらに工事がある予定だが、業者のことを信用できない。解約可能だろうか。



➤ 業者が「下水詰まってないですか」と訪問してきた。点検が強引に行われ、「排水桝が詰まっている」と言われたので、高圧洗浄をする契約をした。後日、高圧洗浄の集金時に、「さらに点検する」と言われたので、再度下水を確認するのだと思っていたが、床下や屋根を点検し、床下が換気ができてない、屋根瓦がめくれているなどの理由で、高額の工事代金を提示され、契約してしまった。床下や屋根瓦の工事契約には納得できていないのでクーリング・オフしたい。

注意

- 「無料点検する」などと突然訪問があり、点検後に「早急に工事が必要」とその場で契約を迫られます。
- 一度契約すると、その後も必要のないリフォーム工事を勧められ、被害金額が数十万円から数百万円に及ぶ場合があります。

ポイント

- 工事をする場合は複数の業者から見積もりを取るようにし、不要な工事はきっぱりと契約を断りましょう。
- 契約した場合でも、契約書面を受け取った日から8日目まではクーリング・オフによる契約解除が可能です。
- クーリング・オフの手続きなど、困った時や不安な時は、一人で悩まず、できるだけ早く消費者ホットラインまで御相談ください。



相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。

日々の安全・安心な生活に『愛媛県警察まもるナビ』をお役立てください！

消費者ホットライン188 又は 愛媛県消費生活センター
(最寄りの消費生活相談窓口につながります。) 089-925-3700
(相談専用)

